



しるべ総合法律事務所 平成25年11月20日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

はじめに

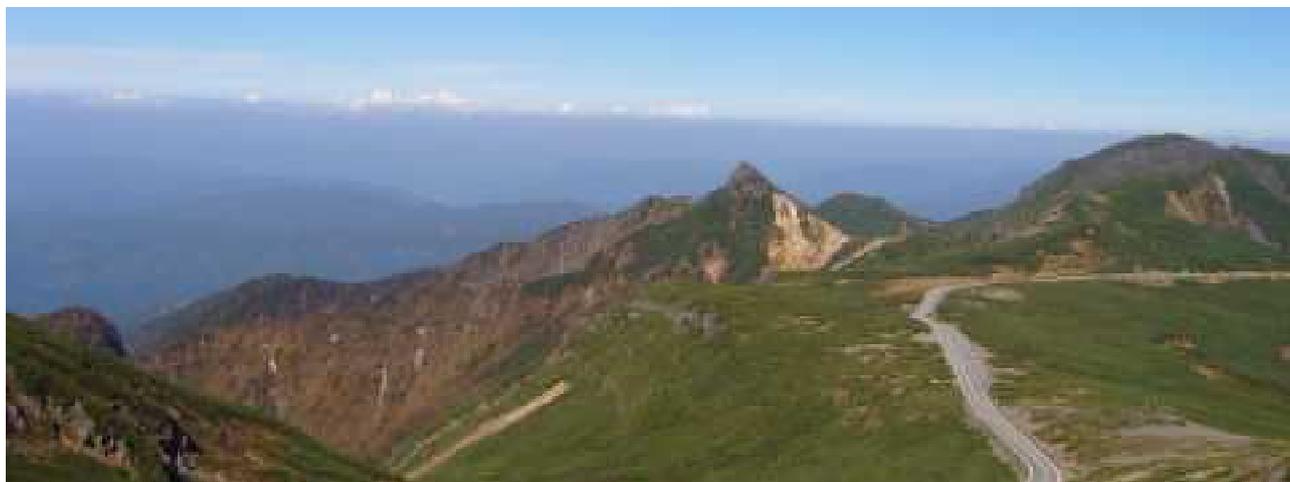
新しい「しるべ通信」をお届けします。どうぞご一読下さい。

ところで、今年の9月4日最高裁判所は、婚外子（結婚していない男女間の子）の親の遺産に対する相続分を、嫡出子（結婚している夫婦間の子）の半分とする民法900条4号但し書き前段の規定は、法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反するので無効との決定を下しました。

憲法は、すべての法律や国の定めごとの基本となる最高法規として位置づけられ、これに反する法律等の規定は無効であること、そしてその判断は最高裁判所の専権とされています（憲法98条及び81条）ので、今回の決定はこれに基づくものです。

したがって、このような決定が出された以上、当然民法の規定は早急に改正されなければなりません。改正の責任は、立法機関である国会にあります。ところが政権与党である政党の国会議員の一部には、最高裁の決定に異論を唱え、中には憲法が間違っているという意見さえあって、民法の改正に抵抗があるとのことでした。

国会議員は憲法を尊重し、擁護することが義務づけられています（憲法99条）。ところが、この問題に限らず、最近国会議員の中に憲法を軽視する傾向が見られることは、法治国家としてまことに残念です。国民のしっかりとした監視が必要です。 (弁護士 鷲見 弘)



(10月の乗鞍岳から西方を望む 写真：原田彰好)

民事訴訟法こぼれ話 (3)

はんこの効用

弁護士 宮 本 増

「印鑑」「印章」「はんこ」呼び名は様々ですが、名前を自署した際、その末尾に朱肉をつけて押捺する短い棒状のあの物体のことです。

ところで、民事訴訟法とこの「はんこ」と何か関係があるのでしょうか。それが大有りなのです。我々は書面を使って自分の意思を表す場合、その書面にサインをして「はんこ」を押すのが普通です。勿論、必ずサインをしたり押印しないと書面が文書として完成しないというわけではありませんが、これらがないと後日誰が作ったのか分からなくなりますし、作成した当の本人がその後に作成を否定したりすることもあります。そこで、そうした混乱を避けるためにサインと押印が求められるというわけです。その上で、民事訴訟では文書の持つ証拠価値は証言などよりよほど高いと考えられていますので、一層「はんこ」の持つ意味が重要視されることになるのです。



☆ ☆ ☆ ☆

そんなことから民事訴訟法228条4項は「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」という規定をおいています。この条文の意味は、最高裁の判決によれば、文書にAと表示のある「はんこ」が押されていれば、Aという人物が押印したと推定され、さらにその文書はAの意思で作成されたと推定されるというものです。そうしますと、Aの押印のある文書が証拠として提出された時にそれによって不利益を受ける相手方当事者は、当該文書がAの押捺したものでないことやAの本心に基づくものでないことを立証しない限り、この文書が証拠となって不利益な判決を受けることになるのです。

☆ ☆ ☆ ☆



大阪のある人（Aとしますが）が信用保証協会から保証人の責任を追及され、Aの名前と押印のある保証契約書が証拠として提出されたのですが、Aはそれは知人のBが勝手にやったことで自分は関係がないとして裁判所へ出頭しませんでした。ところが大阪の裁判所は上記の民訴法条文に従い、A敗訴の判決を言い渡したのです。驚いたAは最高裁へ上告までして争いましたが時既に遅しで、上記のような推定でAの敗訴が確定してしまいました。この時の最高裁の判決 (http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319121335905215.pdf) は昭和39年の5月のものですが、裁判所の考えは現在も変わっていません。

☆ ☆ ☆ ☆

押印はくれぐれも慎重にという教訓と同時に大切な書面を受け取る時は必ず相手の押印を貰いましょうというのがこの記事の趣意です。三文判という言葉があって、印鑑登録していない「はんこ」を軽く見る傾向がありますが、三文判だからと言って民事訴訟法の規定の解釈自体が変わるわけではありませんので要注意です。

中小企業の事業再生を目的とする特定調停制度について

弁護士 原 田 彰 好

はじめに

金融円滑化法が平成25年3月をもって期限切れとなり、それまでこの法律により金融機関への借入元本の返済猶予を受けていた中小企業は、新たな資金繰り対策が必要となる場合があります。また、未だ不況が払拭されない経済情勢の下では、これまで金融円滑化法の対象でなかった企業においても、倒産防止のために新たな対策を迫られる場合もあります。

ここでは金融円滑化法の「出口戦略」として検討されてきた中小企業支援制度の一つである「中小企業事業再生型特定調停制度」を紹介します。

この制度は、公正かつ妥当な裁判所の調停手続を利用して、支払不能に陥るおそれのある中小企業がその経済的再生のために、債権者である金融機関への借入元本の返済猶予等の支援措置を求める手続です。この制度は、名古屋地方裁判所と愛知県弁護士会との間での協議・検討を経て、この春から試験的運用が開始されたとのことです。

なお、当事務所には金融機関の顧客様もおられますが、本制度は金融機関様にある程度ご迷惑をおかけする可能性がありこの点申し訳ないのですが、他方、社会経済的には中小企業の倒産が地域経済に与える悪影響は大変大きく、中長期的にみれば、中小企業の倒産防止が金融機関の利益に適うと思われまますので、本稿の掲載につきご容赦いただきたいと思います。

中小企業再生型特定調停制度の概要

- ① 申立人は、金融円滑化法の対象となった企業、又は、金融円滑化法が存続していれば対象となった中小企業。すなわち、金融機関から借り入れた事業資金の弁済に支障が生じ、又は、支障を生ずるおそれのある中小企業。
- ② 相手方は、金融機関。
- ③ 申立人は、申立前に借入金の返済方法について具体的な提案を示して相手方金融機関と協議を経ていること（調停申立書に経緯を記載する）、申立時に申立人の資金繰り計画を含めた経営改善計画書（再建計画書）を資料として提出すること。
- ④ 調停は、裁判所が委嘱する公認会計士（調査報告書作成）や、弁護士、税理士等（調停委員会を構成）が中心となって進行される。
- ⑤ 申立から3か月、3回の期日で調停成立を目指す。
- ⑥ 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当と認めるときは、事件の解決のために必要な決定をすることができる（特定調停に代わる決定。民事調停法17条）。この決定から2週間以内に異議の申立が無ければ、この決定は確定する（裁判上の和解と同効力）。異議申立があったときはこの決定は失効する。
- ⑦ 申立時の予納金は比較的低廉。

最後に

このように比較的短期かつ低廉な費用で企業の危機が回避される可能性があります。しかし、申立前に金融機関との交渉をしたり、「再建計画」などの作成も必要です。したがって、申立の準備に一定の期間が必要であることと、専門家のサポートも得なければなりません。

ですからこの制度を利用しようとするときはできるだけ早くご相談されることが肝要です。



消費者裁判手続特例法(集団訴訟)について

弁護士 谷 口 優

1 はじめに

2013年4月19日に、「消費者の財産的被害の回復のための民事裁判手続の特例に関する法律案」が閣議決定されました。条文数は90を超える法案ではありますが、今回はその概要について取り上げたいと思います。本裁判手続きは個々の消費者が裁判を提起しなくとも、被害回復の実現を叶えようとする制度です。今年度の国会で成立すれば2016年にも施行される可能性があります。

2 本裁判手続きの目的

消費者の保護のために平成19年6月から、事業者の消費者契約法に違反する行為の差し止めに係る訴え提起できる権利(消費者契約法23条以下)を特定適格消費者団体(消費者契約法13条以下)に認めていましたが、これでは既に発生している個々の泣き寝入りしかねない少額な消費者の被害を回復することは認められないことから、それを可能にしたのが本裁判手続き案です。

3 この裁判手続の特色

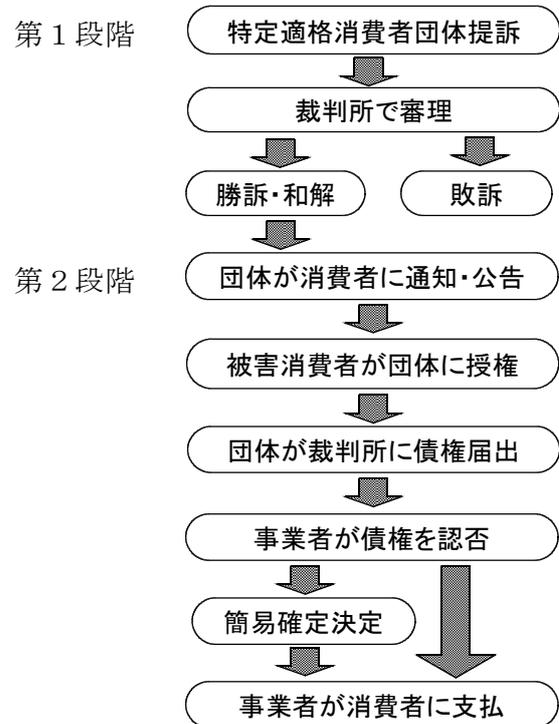
(1) この裁判手続きは、第1段階として特定適格消費者団体が事業者を相手に、事業者の違法行為による金銭の支払義務を確認する訴訟を提起します(これを「共通義務確認訴訟」と言います)。その訴訟で訴えを提起した消費者団体が勝訴あるいは敗訴するか、その訴訟で和解が成立すると、その訴訟の効力は訴えを提起した消費者団体だけではなく、同様の特定適格消費者団体にも及びます。それに止まらず次に述べる2段階目の債権を届け出た消費者にも及びます。

(2) 対象となる請求

事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する以下の請求に係るもの(3条1項)

- ①契約上の債務の履行の請求(第1号)
- ②不当利得に係る請求(第2号)
- ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求(第3号)
- ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求(第4号)
- ⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求(第5号)

(注) 被告となるのは、消費者契約の相手方である事業者(⑤については、債務の履行をする事業者、勧誘をする・させる・助長する事業者も含まれます。)



(3) 対象外の損害（第3条第2項）

- ①いわゆる拡大損害（消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害）（第1・3号）
- ②逸失利益（消費者契約の目的物の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害）（第2・4号）
- ③人身損害（人の生命又は身体を害されたことによる損害）（第5号）
- ④慰謝料（精神上の苦痛を受けたことによる損害）（第6号）

(4) 裁判提起権者

この裁判を提起できる者は、内閣総理大臣の認定する特定適格消費者団体です（65条）。現在この団体（NPO又は公益法人）は全国で11団体が認定されています。

(5) 手続きの併合、移送などの特則が定められています（6条7条）。

(6) 個別訴訟の中止（62条）の定めもあり、特定適格消費者団体に訴訟を専属的に行わせる制度としています。

(7) 裁判手続内で和解もできます（10条）。

なお、この訴訟については弁護士に手続きを委ねなければならない等の定めをおいています（75条～88条、93条～99条）。

(8) 対象債権を有する消費者の届出手続（第2段階）

- ①共通義務確認訴訟が確定してから原則1月以内に申立を対象消費者がします（15条）
- ②申立を簡易に行う手続きの定めがおかれ（25条～29条、90条）インターネット等による簡易な参加を促す手続きが用意されています。

(9) 簡易確定手続き（30条～47条）

- ①対象消費者：特定適格消費者団体に対し、対象債権に係る授權をします。
- ②特定適格消費者団体：①の授權に基づき裁判所へ対象債権につき債権届出をします。
- ③事業者：②の届出債権について認否を行います。この認否に対して
 - 特定適格消費者団体が認否を争う旨申出る → 裁判所による簡易確定決定
 - 特定適格消費者団体が争う旨の申出をしない → 認否の内容で確定

(10) 時効の中断

特定適格消費者団体による裁判所へ債権届出がされれば、共通義務確認の訴えの提起時に時効が中断されます。

4 むすび

このような手続きですから、消費者は少額な損害でも自分で裁判することなく安価な費用で裁判手続きを利用できることになるのです。しかし良いことだけではありません。裁判手続きが2段階となるので解決までの期間が長期化する可能性があります。消費者が行う届出期間が原則1か月に制限されるなどの問題もあります。ただ、消費者としては泣き寝入りすることなく権利の実現を図ることのできる制度であり、国会において迅速に可決されることを望みます。

相続問答あれこれ (2)

遺留分について

弁護士 横江 俊 祐

Q 1 遺留分とは何ですか。

A 被相続人 (=死亡した人) の遺産のうち、その一部を相続人に対して保障する制度です。相続には相続人の生活を保障するという意義もありますし、また被相続人名義の財産には相続人の潜在的持分が含まれていることも多く、これを相続人に取得させる必要がある点などにかんがみて、相続財産の一定割合については被相続人の意思に拘わらず、遺留分として相続人に相続させることを保証する制度です。

Q 2 遺留分はどのような場合に問題になりますか。

A 典型的には遺言書によって、場合によっては生前贈与によって、遺産の取り分の少ない相続人や、取り分のない相続人が出てきたときに、遺留分の侵害として問題になります。

Q 3 遺留分の保障される相続人は誰ですか。

A 被相続人の配偶者、子ども (子どもが先に死亡している場合は孫 <さらに孫も死亡していればひ孫>)、直系尊属 (子どもがいない場合) です。兄弟姉妹には遺留分はありません。

Q 4 遺留分の割合はどうなっていますか。

A 誰が相続人となるかによって次のように変わります。

1) 配偶者のみ

配偶者 = $1/2$

2) 配偶者 + 子ども

配偶者 = $1/4$

子ども = $1/4$ (複数の場合は原則的に頭数で等分 ex. 子ども 3 人の場合は $1/12$ ずつ)

3) 配偶者 + 直系尊属

配偶者 = $1/3$

直系尊属 = $1/6$ (複数の場合は等分)

4) 配偶者 + 兄弟姉妹

配偶者 = $1/2$

兄弟姉妹 = なし

5) 子どものみ

子ども = $1/2$ (複数の場合は原則的に頭数で等分)

6) 直系尊属のみ

直系尊属 = $1/3$ (複数の場合は等分)

7) 兄弟姉妹のみ

兄弟姉妹 = なし

Q 5 遺留分の権利は誰にどのように請求するのですか。

A 遺留分を侵害した人に対して、遺留分を減殺する旨請求します。請求の方法は、内容証明郵便、訴訟などが考えられますが、時効期間（Q 7）との関係で請求した日が明らかになる方法をとるべきです。

Q 6 遺留分減殺請求権は、遺留分を侵害された相続人全員が一緒に行使しなければなりませんか。

A 相続人全員が揃う必要はありません。例えば、相続人Aは請求したいと考えているが、相続人B、Cは請求する気がないという場合、AはB、Cの意向に影響を受けず、単独で遺留分減殺請求権を行使することができます。

ただし、当然ですが、Aが行使できるのはA自身の遺留分のみであり、BとCの遺留分を付加して請求することはできません。

Q 7 遺留分減殺請求に期限はありますか。

A あります。

- 1) 相続の開始及び遺留分の侵害を知ったときから1年間、または
- 2) 相続開始のときから10年間

で請求できなくなります。特に、1)の期限が短いので注意が必要です。

なお、一旦上記の期間内に内容証明郵便などで遺留分減殺の請求をした場合には、必ずしもその期間内に訴訟などの法的手続をとらなければならないわけではありません。

Q 8 遺留分減殺請求権を行使すると、最終的にどうなるのですか。

A 遺留分を侵害した人（遺言や生前贈与によって相続人以外の第三者に遺産が贈与されたときには場合によってはその第三者も含まれます）から、侵害した部分の財産を取り戻すことができます。もっとも、不動産などの場合、現物の返還を求めることもできますが、多くは遺留分侵害額相当の金銭の支払いで解決しています。

Q 9 遺言書を作成しても遺留分がある限り相続争いは避けられないということですか。

A 遺留分を無視した遺言書を作成しても、それによって遺留分を侵害された相続人が何も請求しなければ遺言書どおりに相続がされ紛争が生じない結果になりますが、その相続人が減殺請求をするかどうかは相続が始まってみないと分かりませんから、その意味で相続争いの火種は残ることになります。

そのため、遺言書を作成するときは、遺留分に配慮して作成することが大切です。遺言書を作成するときは、公証人役場で作る公正証書遺言によることが安心ですが、公証人役場では遺留分の心配まではしてくれませんし、遺留分の計算は生前贈与についても考慮しなければならず、複雑なこともありますので、公証人役場に行く前に、あらかじめ弁護士等にご相談のうえ、遺留分に配慮した遺言書案の作成をお勧めします。



契約の成立と契約書

弁護士 山田 康 泰

1 契約の成立

コンビニで弁当を買うこと、不動産の売買、建築工事の請負、どれも法律的に見れば「契約」です。契約は申込みと承諾が一致することによって成立します。不動産であれば「この土地を〇千万円で買いたい」という人が土地の所有者にその旨の申込みをしたのに対し、所有者がこれを承諾することによって成立します。申込みはどちらからでも構いません。コンビニの場合は売り場に値段を表示して商品を置いてあるということが店側からの申込みであり、その中で商品を選んでレジに持っていくということが、客による承諾の意思表示といえるでしょう。申込みや承諾は黙示的になされることもあります。いずれにせよ契約は申込みと承諾という両者の意思の合致によって成立するものです。

2 なぜ契約書を作るのか

契約は口頭でも成立します。たとえ何千万円、何億円の契約であっても申込みと承諾があれば成立するのが原則です。中には保証契約のように、保証人となる人に契約の内容を理解させ、慎重な判断を促すことを目的として特別に書面によらなければ契約が成立しないもの（民法446条2項）もありますが、特別な規定がない限り契約は口頭で成立すのです。

ただ、コンビニで弁当を買うのに契約書を作るなんてことはありえませんが、反対に何千万、何億の売買をするのに契約書を作らないことも普通はありえません。契約書を作らなくても契約が成立するのに、場合によっては多額の収入印紙を貼ってまで、なぜ契約書を作成するのでしょうか。

両当事者が成立した契約どおりに履行すればトラブルは起きません。しかし、残念ながら一定の割合でトラブルが生じます。そうした時に口頭のみで契約をしていると、その細かな内容、場合によっては根本的な目的物や金額についてまで、言った言わないの争いになってしまいます。そうすると裁判所などの第三者にはどちらが正しいことを言っているのか全く分かりません。そんなとき、契約書があれば合意していた内容が明確に分かります。どちらの言い分が正しいかは第三者にも明らかです。また、明確に分かるが故にそれと異なることを言っても通用しないことも明らかなのでトラブルを防ぐこともできます。もちろん各種業法で契約書の作成を義務付けられていることもあります。この場合、契約書を作らないと契約は成立するものの行政処分等を受けることになってしまいます。

3 法的紛争における契約書の意義

トラブルが訴訟になった場合には契約書は更に大きな意味を持ちます。契約のような法律行為の内容が記載された書面を処分証書と呼び、これに当事者の署名や押印があれば、その記載された法律行為が有効に成立していることが強く推定されるからです。簡単に言えば契約書に書いてある内容の合意があるということが大前提になり、それとは異なる合意があった、あるいは合意がないということを証明しない限り、契約書の内容どおりの権利義務が認められるのです。

弁護士をしていると「契約書に印鑑は押したけれど中身は理解していなかった。そんな契約をした覚えはない」などというような話を聞くことがありますし、「脅されて仕方なく名前を書いただけ」といった相談もあります。しかし、これらの主張を裁判で認めてもらうことはとても難しいことです。

ですから、契約書に名前を書いたり、印鑑を押す場合には、必ず契約の内容を確認し、自分が意図したものと違うことが書かれていないか、しっかりとチェックする必要があります。また、大きな金額の契約をする場合には契約書を必ず作成してください。契約書の条項のチェックや契約書の作成については、お気軽に当事務所までご相談ください。

刑事手続について

弁護士 渡 邊 真 也

新聞やテレビで刑事事件がニュースになっていない日はありません。そのなかで、「逮捕」や「捜索」などの言葉は刑事ドラマなどからイメージがつくと思いますが、逮捕された犯人がその後どうなるのかについては、一般的にはイメージが持ちにくいかと思います。そこで、今回は刑事手続の流れについて解説したいと思います。

1 犯罪が発生して裁判が終わるまで

(1) 逮捕

事件が発生すると、警察（捜査機関）が犯人を捜し、逮捕します。逮捕は、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある者に対して、裁判官が逮捕状の発布をした場合にすることができます。その目的は、逃亡や証拠隠滅などを防ぐことにあるので、そのようなおそれが無いケースでは、被疑者を逮捕せずに在宅のまま捜査が進められることになります。

(2) 検察官送致（送検）、勾留

被疑者（容疑者）が逮捕されると、刑事ドラマではそこで一件落着となりますが、実際にはその後も捜査が続けられます。

逮捕した被疑者は、逮捕後48時間以内に検察官へ送致されなければなりません。報道などで「送検」と言われているものです。ちなみに、被疑者が逮捕されていない事件の場合には、事件の証拠等が検察官に送致されます（報道などで「書類送検」といわれるものです）。

そして、検察官は、被疑者の身柄を受け取ったときから24時間以内に、裁判官に被疑者の勾留をするか、公訴の提起（起訴）をしなければなりません。

勾留は、①被疑者が住居不定のとき、②被疑者に罪証隠滅のおそれがあるとき、③被疑者に逃亡の恐れがあるときなどになされる身体拘束です。実際には逮捕のときと変わらず警察署の留置施設などで過ごすこととなります。勾留期間は、原則として10日間ですが、さらに10日間の延長が認められています。実際にはほとんどのケースで延長されており、最長20日間の身柄拘束が続くケースが多いようです。その勾留期間中に警察・検察は取り調べや捜索（マスコミ用語で「家宅捜索」といわれるものなどです）を継続して証拠を集めます。

(3) 公訴の提起（起訴）

検察官は、勾留期間中（最大20日間）の間に捜査を終了させて、集められた証拠に基づいて被疑者を起訴するか否かを判断します。

起訴されると、そこで被疑者としての身分から「被告人」となります。勾留されている場合、身柄拘束が継続することになりますが、「保釈」を請求することができるようになります。「保釈」とは一定額の保釈保証金を納めることを条件として勾留を停止することをいいます。保釈保証金は、被告人がきちんと裁判所に出頭して裁判を受けると、裁判終了後に返還してもらえます。保釈保証金の金額は、犯罪内容や被告人の資力などによって異なりますが数百万円を要するケースが多いようです。また、保釈は必ずしも認められるものではなく、罪を否認している場合など認められないケースも多くなっています。

(4) 公判（審理）

起訴されると、裁判を受けることとなります。日本の刑事裁判では、起訴されると99%以上が有罪となっており、極めて高い有罪率となっています。これは、検察官が起訴して有

罪とすべき事件を選別しているためです。したがって、高い有罪率の裏で起訴猶予処分となっているものも非常に多くなっています。起訴されなければ前科が付きませんので、被疑者のその後の更生がし易いよう配慮されているのかもしれませんが（示談などが成立して被害者が許している場合など）。

(5) 判決

判決では、有罪か無罪、有罪の場合は、刑の内容が宣告されます。刑の種類には、死刑、懲役、罰金、拘留、科料があります。そして、裁判で有罪判決を受け、それが確定すると「前科」となります。前科とは、過去の犯罪歴であり、罰金なども前科となります。

2 特殊な手続

起訴のなかでも、通常の裁判の他に、即決裁判や略式命令などの手続もあります。

略式命令とは、非公開で裁判所が罰金または科料を科す刑事手続です。即決裁判とは、罰金または執行猶予が見込まれる軽微な事件の場合に採られるケースが多い刑事手続です。原則として即日で裁判が終了し判決が言い渡されます。

交通違反などでいわゆる青キップを切られることがあります。これは反則金というものであり、上で挙げた刑罰には該当しません。ですので、反則金を納めても前科とはなりません（交通違反歴は残ります）。ただ、交通違反でも酒気帯びや30km以上の速度超過などの場合には罰金（赤キップ）となり、前科が付くこととなります。くれぐれもご注意下さい。

中小企業「支援機関」の認定を受けました

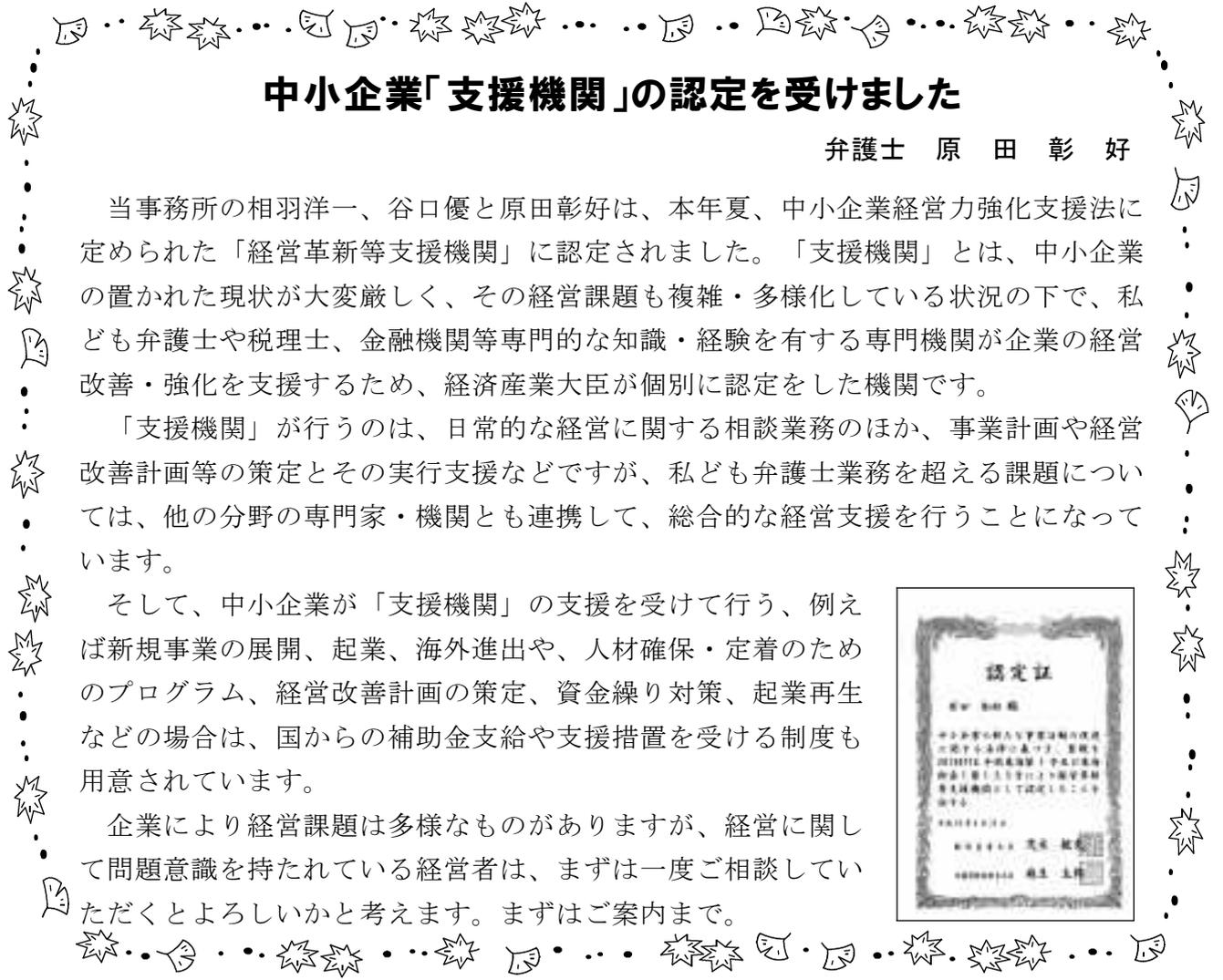
弁護士 原田 彰 好

当事務所の相羽洋一、谷口優と原田彰好は、本年夏、中小企業経営力強化支援法に定められた「経営革新等支援機関」に認定されました。「支援機関」とは、中小企業の置かれた現状が大変厳しく、その経営課題も複雑・多様化している状況の下で、私ども弁護士や税理士、金融機関等専門的な知識・経験を有する専門機関が企業の経営改善・強化を支援するため、経済産業大臣が個別に認定をした機関です。

「支援機関」が行うのは、日常的な経営に関する相談業務のほか、事業計画や経営改善計画等の策定とその実行支援などですが、私ども弁護士業務を超える課題については、他の分野の専門家・機関とも連携して、総合的な経営支援を行うことになっています。

そして、中小企業が「支援機関」の支援を受けて行う、例えば新規事業の展開、起業、海外進出や、人材確保・定着のためのプログラム、経営改善計画の策定、資金繰り対策、起業再生などの場合は、国からの補助金支給や支援措置を受ける制度も用意されています。

企業により経営課題は多様なものがありますが、経営に関して問題意識を持たれている経営者は、まずは一度ご相談していただくとうれしいかと考えます。まずはご案内まで。



ジュディシャルオフィサーという仕事

弁護士 成瀬 玲

1 先日、2020年の東京オリンピックの開催が決まりました。今から7年後です。「7年後にはどうなっているかな、息子も小学生になっているから、一緒に見に行けるかな。」などと、そう遠くない未来のことを考えると、ちょっとウキウキしたりもします。

でも、皆様もご存じのとおり(?)、2020年のオリンピックに先立ち、6年後の2019年、日本ではワールドカップが開催されますね。そう、ラグビーワールドカップです。

2 現在、日本ラグビーフットボール協会では、このワールドカップの開催に向けて準備が始まっています。その一つが、「ジュディシャルオフィサー」(以下「JO」といいます。)という制度です。

JO制度とは、試合中にラフプレー(相手選手を殴るなどの危険なプレー)が行われた場合、JOが、試合後にラフプレーを行った当該選手に対して、その後の数試合を出場停止処分にするという制度です。選手のみならずチームにとっても、出場停止は非常に厳しい処分ですから、ラフプレーに対して厳しい処分をもって臨むことにより、ラフプレーを撲滅しようとしているのです。



ラグビーは、相手選手と激しくぶつかり合うなどの「激しいプレー」が醍醐味の一つです。しかし、ルールを逸脱したラフプレーは、当然、許されませんし、ラフプレーの結果、相手選手に怪我をさせることは言語道断です。また、ラフプレーは、ラグビーが不当に「危険なスポーツ」であるという誤ったイメージを持たせてしまうことになり、競技の評価を低下させることとなります。

そこで、日本ではワールドカップ開催国ということで、IRB(国際ラグビーフットボール評議会)からの勧告もあり、数年前に整備されました。

3 JOは、ラグビー経験者でありかつ弁護士等の法曹資格を有している者が務めることになっています。そして、私は、高校時代にラグビーをしていた経験があったことから、他の事務所の弁護士から声を掛けて頂き、現在、トップリーグのJOの一員を務めています。

JOの仕事の具体的な内容・流れは、ラフプレーが行われた際のビデオ映像や当該選手からの聴取内容といった証拠に基づき、ラフプレーがあったか否かという事実を認定し、認定できたラフプレーを規定集に当てはめて、何試合の出場停止にするかという処分を下すというものです。このような流れは、正に、裁判における判断の流れと同じです。つまり、裁判では、原告・被告のそれぞれが提出した証拠に基づいて、裁判官が事実を認定し、法律に認定できた事実を法律を当てはめて判決を下すということになるからです。ただ、我々、弁護士の裁判における役割は、依頼者の方から伺ったお話に基づいて法律的な主張を組み立て、その主張を裏付ける証拠を提出することであり、証拠に基づく事実の認定と判断(判決)は裁判官の仕事です。ですから、JOの仕事は、普段の弁護士の仕事とは、ちょっと立場・内容が違います。

もっとも、弁護士も、当然、自分や相手方から提出された証拠から裁判所がどのような認定・判断をするかを予想しながら仕事をしていますから、証拠に基づく事実の認定と認定された事実に基づく判断という思考方法には非常に親和性があります。ですから、JOは、弁護士等の法曹資格者が務めることになっているという訳です。

4 現在、JO制度が定着した効果か、JOが処分をしなければならないようなラフプレーは大きく減少しており、私が、実際にJOとして処分をした事例はありません。ですから、今の私は、名ばかりJOですが、2019年のラグビーワールドカップの成功の為に、ちょっとでもお手伝いできればと思っています。

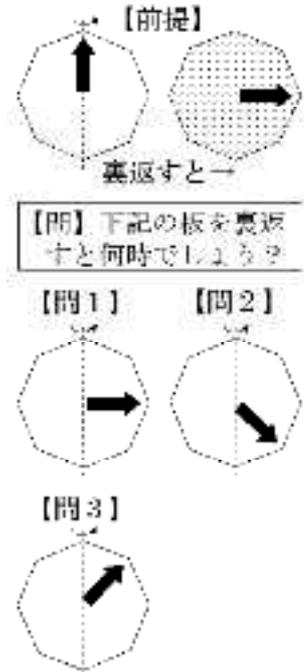
易しいマジックアラカルト3

マジックなのかパズルなのか…

弁護士・弁理士 相羽 洋一

両面にそれぞれ1本の矢印が描かれている八角形の板を使って、裏返すと予想と異なる位置に矢印が現れるというマジックのようなパズルがあります。「矢八」などという名前で市販されています (<http://shop.puzzlab.com/?pid=59642271>)。

【前提】ここに、両面に矢印の書かれた板があります。矢印は時計の短針だと思ってください。この板は、表面が12時の位置のとき縦を軸に半回転して裏返すと裏面が見えるようになりますが、右図のようにそれは3時を指しています。これが前提です。



さあ、ここでパズルを出題してみましよう。

【問1】この板を表が3時の位置になるよう回転させた後、同様に縦を軸に半回転して裏返すと針は何時を指すでしょうか。

【問2】この板を表が4時30分の位置になるよう回転させた後同様に縦を軸に半回転して裏返すと、針は何時を指すでしょうか。

【問3】この板を表が1時30分の位置になるよう回転させた後同様に縦を軸に半回転して裏返すと、針は何時を指すでしょうか。

このパズルはそんなに難しくはありません。最初の【前提】の説明（表12時、裏返して3時）から、裏面の矢印がどこに描かれているかを考えれば簡単です。裏返したら矢印が右横を指しているのですから、元の矢印は表から見ると（透かして見るとすれば）右下の図のように、左横を指していることが分かります。ということは、表の矢印に対して反時計回りに90度の位置に必ず裏の矢印があるということになります。ですから、【問1】では裏面の矢印は12時の位置にあるので裏返してもやはり12時の位置です。【問2】では裏面の矢印は1時30分の位置にありますから、裏返すとそれと左右反対の10時30分の位置にきます。さらに【問3】では裏面の矢印は10時30分の位置にありますから裏返すと左右反対の1時30分を指すことになるわけです。

インターネットでは板を用意しなくても同じことが楽しめます。http://witful.net/Ya8_1.html にアクセスしてみてください。

他人に紹介するには、厚紙で八角形を作り（片手で持てるよう対角線を6～8cmくらいにします）、【前提】のように、表に12時を指す矢印を、それを縦を軸に（横向きに）裏返して、裏に3時を指す矢印を描いて試されてはいかがでしょうか。

マジック風に演じるには、【前提】に記載したとおりに話して表と裏を見せたらうで表に戻し、統計回りに90度回して3時の状態にして【問1】の質問をします。どんな答でも直ぐに横向きに裏返して「12時です」と説明し、以下同様に【問2】【問3】の質問と回答を示せばよいでしょう。表の矢印に対して裏の矢印は【前提】では90度右、【問1】では90度左、【問2】では180度、【問3】では0度（同じ）ということになりますので多くの人は混乱します。是非お試しください。

